

議案第 31 号

専決処分の承認を求めることについて

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 28 年里庄町条例第 10 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成 28 年 6 月 6 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専決第2号

専決処分書

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

里庄町長 大内 恒章



理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第133号）が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。この条例は平成28年4月1日から施行するため、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年3月31日公布
里庄町条例第 号

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

里庄町国民健康保険税条例（昭和35年里庄町条例第7号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項ただし書中「520,000円」を「540,000円」に改め、同条第3項ただし書中「170,000円」を「190,000円」に改める。

第25条中「520,000円」を「540,000円」に、「170,000円」を「190,000円」に改め、同条第2号中「260,000円」を「265,000円」に改め、同条第3号中「470,000円」を「480,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。